

令和5年1月10日
国際連携推進機構・国際課

令和5年からの学生の海外留学について

令和4年2月4日付文部科学省通知により、「大学間交流等に基づく1年未満（実際の派遣期間9か月未満）の海外留学プログラムについても、大学において学生の安全確保に万全を期すことを前提とする。」という方針が出されたことを踏まえ、静岡大学では令和4年度から本学のプログラムについては海外留学を可とする方針を決定しましたが、それ以外の海外留学（個人による海外留学）については引き続き不可としていました。

現在国内の新型コロナウイルス感染症の感染者数は増大していますが、外務省発表の感染症危険情報では中国等を除く海外の国々のほとんどがレベル1となっていること、令和4年10月27日付けの学長からの「新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取り扱いについて（通知）【第10報】」において、教職員の私事による海外渡航については、「目的地及び経由地における新型コロナウイルス感染症の流行状況及び感染予防措置の程度をあらかじめ把握した上で行うよう求めます。」と緩和されていることなどから、下記に掲げる事項に留意した上で、本年1月より本学のプログラム以外の海外留学（個人による海外留学）についても可とすることとしますので、学生への周知及び御指導についてよろしく申し上げます。

また、感染防止対策に万全を期すとともに、外務省海外安全ホームページの感染症危険情報等での派遣先の感染状況（「レベル2：不要不急の渡航はやめてください」～「レベル4：退避してください。渡航は止めてください」に該当していないこと）や日本からの渡航者に対する入国制限措置・行動制限措置等の最新情報の把握を行い、海外留学の申請を学務情報システムにより事前に登録することを遵守してください。

記

【留意事項】

- ① 留学先の入国条件および感染情報等を事前に入手すること。
- ② 出発前に留学先の安全情報を外務省海外安全ホームページで確認の上、「たびレジ」に登録すること。
- ③ 海外旅行傷害保険へ加入すること。
- ④ 留学前に現地政府等より求められているワクチン接種を完了することが望ましい。

- ⑤ 危機管理サポートサービス(日本エマージェンシーアシスタント)への加入を推奨する。

本件担当

静岡大学国際課 054-238-4454

email: outbound@adb.shizuoka.ac.jp